

モザンビーク「プロサバンナ事業」に関する議員勉強会議事録

日時：2018年4月23日（月） 10：30～12：30

場所：参議院議員会館 B2F B108 会議室

勉強会出席者：

〈国会議員〉

神本 美恵子 参議院議員
相原 久美子 参議院議員（代理出席）
石橋 通宏 参議院議員

〈外務省〉

牛尾 滋 国際協力局 審議官
大場 雄一 国際協力局 国別開発協力第三課長
河邊 章子 国際協力局 国別開発協力第三課長補佐

〈JICA〉

宍戸 健一 （農村開発部長）
浅井 誠 （農村開発部 課長）
加藤 隆一 （アフリカ部長）
若林 基治 （アフリカ部 次長）
小森 正勝 （人事部 次長）
佐々木 昭彦（環境社会配慮ガイドライン異議申立事務局）

〈NGO関係者〉

吉田 昌夫（モザンビーク開発を考える市民の会）
近藤 康男（No! to Landgrab, Japan）
高橋 清貴（日本国際ボランティアセンター）
津山 直子（アフリカ日本協議会）
渡辺 直子（日本国際ボランティアセンター）

配布資料：

〈JICA 配布資料〉

- 【資料1】プロサバンナに関する質問一覧への回答
- 【資料2】打合簿1～7
- 【資料3】コンサルタント契約資料1～10
- 【資料4】公開質問状への回答2月・3月・4月分

〈NGO 配布資料〉

- 【資料1-1】プロサバンナ事業の今後の進め方についての外務省としての考え方に関する外務省からNGOへの口頭伝達ーモザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」を踏まえ、外務省及びJICAで検討し外務大臣にも諮った結果を受けた牛尾滋審議官による説明（註：この記録は、NGO側の録音に基づくものである。）
- 【資料1-2】プロサバンナ事業の今後の進め方についての外務省としての考え方に関する外務省からNGOへの口頭伝達ーモザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」を踏まえ、外務省及びJICAで検討し外務大臣にも諮った結果を受けた牛尾滋審議官による説明及びその後のJVC及びモザンビーク開発を考える市民の会とのやりとり（註：この記録は、NGO側の録音（一部欠落）に基づくものである。）

- 【資料 2】 JICA 異議申立審査 審査提言、事業部意見書、理事長指示書
- 【資料 3】 審査結果への抗議声明＋石橋議員入手資料（現地調査日程記録）
- 【資料 4-1】 河野太郎大臣宛ファックス（2018 年 3 月 6 日）
- 【資料 4-2】 NO to ProSAVANA キャンペーンから河野太郎大臣宛書簡（3 月 22 日）
- 【資料 4-3】 NO to ProSAVANA キャンペーンによるプレスリリース（2018 年 4 月 3 日）
- 【資料 5-1】 JICA 理事長宛 公開質問状（州農務局長発言）（2018 年 2 月 8 日）
- 【資料 5-2】 JICA 理事長宛 公開質問状の回答を踏まえた要請と追加質問（2 月 27 日）
- 【資料 6】 NGO 外務省定期協議 2017 年度第二回 ODA 政策協議会__式次第＋議事録抜粋、第三回 ODA 政策協議会__式次第＋NGO・外務省間で確認中の議事録抜粋（2018 年 4 月 5 日現在ドラフト）

< 逐語議事録 >

石橋：それではちょっと時間前ですが、今日出席予定の皆さんお揃いになったようですので、始めさせていただきたいと思います。大変お忙しいところ今日は、外務省の皆さんまた JICA の皆さんも含めて、あと NGO の皆さんもお集まりをいただきまして、ありがとうございます。参議院議員の石橋でございます。

かねてからいろいろと協議、対応させていただいておりますがモザンビークのプロサバナ事業について、今日改めてこういう場を設定させていただきまして、この間やりとりをさせていただいている懸案事項について、改めて外務省 JICA から状況説明をいただくと共に、NGO グループの皆さんが、この間外務省との対話の中でもこの案件いろいろと、議論協議をしていただいておりますが、改めて現時点においてペンディングの事項も含めて確認をしてきたい。今後には是非繋げていくような会合になればということで今日この場を持たせていただきましたので、短時間ではありますけれども、是非ご協力宜しくお願ひしたいと思います。

今日すいません、参議院の ODA 特の理事をされております相原議員と、それとこの間いろいろとやりとりをさせていただいております神本議員にご出席をいただく予定だったのですが、相原さん急遽インフルエンザかどうか分かりませんが、ちょっと今日安静にしておかなければいけないという状況だということで、欠席になりました。あと神本さんも、同じ時間にご存知の財務事務次官のセクハラ問題で、急遽会合が設定されたということで、そちらの方に行かれております。もし間に合えば、来ていただけるかもしれませんが、そういうことで今日急遽失礼をさせていただくということでご容赦いただければと思いますが、秘書さんお二人来ていただいておりますので、一緒に参加をいただいておりますことは、ご案内させていただきます。それでは NGO 側の皆さんっってもう顔なじみですか、すっかり。一応、どなたがご出席かザザッと、自己紹介。

< NGO 側、議員秘書、自己紹介。 >

石橋：ありがとうございます。それでは最初に、今日事前にこちらからの質問事項投げさせていただいておりますし、前回私の方から個別に大場課長にお願いをした宿題事項もあるので、できるだけ四月四日の会議の件で、追加で説明資料の提出などをお願いしておりますので、これをまず外務省 JICA の方から御説明をいただいて、それに基づいてまたこちらサイドからいろいろと投げ返しをさせていただければと、そういうことで行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。牛尾さんよろしいですか。はい。

それと今日会合で議事録を作成する関係で、会合の様子録音をさせていただきたい

と思いますので、ご了承宜しくお願いをします。よろしいですね。

それでは最初牛尾さんからよろしいですかね。事前に投げさせていただいた質問事項多岐にわたりますので、今日説明打ち返しは、1.2.3と予算決算の関係、それからコンサルタント契約状況、そしてその四月四日の記録について、ここに絞って説明をいただく。資料の方色々出していただいていると思いますが、その関係も含めて最初に牛尾さんの方から、お願いをします。

牛尾：外務省の国際協力局審議官の牛尾でございます。まず何回も既にご説明してますが、当案件に関する外務省の考え方をまた言わせていただきます。これ河野大臣にも相談した結果でございます。

一番目に、異議申立調査報告書をモザンビーク政府に伝達したと。調査報告書の提言内容に基づいてモザンビーク政府に適切かつ主体的な取り組みを求めたところ、モザンビーク政府からはマスタープランの最終化に向けて、反対派も含めた現地の市民社会組織や農民住民の皆様との対話に、丁寧かつ主体的に取り組むとして、日本に対し支援要請があった。いわゆる人権配慮をやってきちんとやるから、この案件やってほしいという要請が来たということでございます。

二番目、外務省・JICAとして反対派を含む参加型意思決定の手続きルールに基づく議論の実現について、必要に応じ、モザンビーク政府の主体的な取り組みを支援し、後押ししていくこととしたと。モザンビーク政府には、丁寧なプロセスを経て対話を進めるよう求めていく。

NGOの皆様からプロサバナ事業について率直かつ忌憚のないご意見、具体的ご提案をいただきたい。これは今やっている事業の他にいい方法があるのであれば、提案してほしいと、それについてはお聞きする用意がありますということです。また現地の市民社会、農民社会、住民からも同様にご意見、具体的ご提案をいただきたい。ドラフト・マスタープランの内容についても、ご意見や具体的ご提案があればぜひ出していただきたい。

三番目、これ大臣の指示でありますけども、対話のドアは常に開いているということです。今後も率直に意見交換を続けていただきたい。プロサバナ事業に関する本邦NGOと外務省・JICAとの意見交換会は昨年一月を最後に開催されていないが、この意見交換の場も活用したい。これが基本的な立場でございます。したがって、この場だけではなくてですね、他の場でも、もし対話を行いたいというご要望があれば我々としてはそれはお受けするということでございます。

石橋：ごめんなさい、今のは牛尾さん何。今のは三月一日の口頭伝達の話ですか。

牛尾：三月一日に伝えたの我々の立場をご説明させていただいた。対話のご要望があれば、この場に限らず言っていただければ、それを持ちますということでございます。

石橋：今のはすいません、最初のご挨拶として言っていたということですか。

牛尾：はい。

渡辺：すいません。たぶん最初のご挨拶じゃなくて、JANICの谷山さんと私と、モザンビーク開発を考える市民の会の大林さんが、大臣の決裁として三月一日にメモを読み上げられたものだと思います。これについては石橋先生の方から、おそらく今日紙で持ってきていただくようお伝えいただいているという風に聞いているんですけども、そういったことで大丈夫でしょうか。

石橋：なので今牛尾さん確認させていただいた。今のはあくまで牛尾さんの冒頭のご

挨拶ということですね。

牛尾：はい。

大場：外務省国別開発協力第三課長の大場でございます。よろしくお願いします。この会に先立って、石橋先生の方からですね、三月一日の京都での ODA 政策協議会の際に牛尾審議官が谷山さん、大林さん、渡辺さん、の三人に読み上げた「大臣の決裁」そのものをコピーしたものの提出依頼がございました。三月一日に牛尾審議官が読み上げた紙ですけども、内容については今ご説明したものと同じ内容でございます。これは大臣にお諮りした結果を踏まえて、手持ち用として用意したものであります。したがって「大臣の決裁」という文書は存在しておりません。そのために、今、口頭で読み上げさせていただいた次第でございます。

あと三月一日に面会させていただいた際には、牛尾審議官から今の発言について読み上げさせていただいたと同時に大林代表が録音されたというふうに承知してあります。その録音された内容につきましては、モザンビーク開発を考える市民の会のホームページにも、そのまま掲載されているというふうに承知をしております。

石橋：確認ですが、決裁文書はない？

牛尾：ないです。

石橋：そんな大臣との確約があるんですか牛尾さん。

牛尾：決裁文書はありません。

石橋：また公文書がない話になりますよ。

牛尾：メモとしては。

石橋：メモとしてはと言われますけど、大臣の決裁を受けたことですよ。そういうことですね。大臣の決裁を受けたメモが、ちゃんとした決裁を受けずに、口頭でそのまま伝達をされるってあり得るんですか。

牛尾：大臣にお諮りした結果をあくまでお伝えするというので、別にそれについては決裁書を作らなければ進まないという話ではございませんので。ただ、これについては進めるからには NGO の方々に伝達しなければならない、ということで伝えさせていただいたということでございます。

石橋：大臣の独り言が伝わっただけの話？その程度ということですか。

牛尾：それはちょっと違って、独り言ではなく、正式に我々は協議して、その結果の指示を受けたものです。

石橋：今仰られた、正式に協議をした外務大臣としての指示なのであれば、それはちゃんと決裁を受け、何らかの形で公式なものとして記録に残して、それを NGO の皆さんに伝えていただかなければいけないはずで、それはちゃんと公文書として残しておかなければいけない筋の話ではないのですか。逆に言うとそうでないのならば、どこに我々はそれに信頼を置けばいいのですか。

牛尾：それについてはただ、大臣の指示に基づき、すぐ NGO の方々にお伝えしていただきという指示を受けておりますので、私はその前提で、要は大臣の指示ということで伝えさせていただいたということでございます。

石橋：私の質問に答えていただけてない。大臣の指示、耳で聞いてそのまま耳で伝えたの、違うでしょ。ちゃんと大臣の言われたことを一字一句、ちゃんと協議をした結

果、大臣が言ったというより皆さんが大臣と一緒にこういう方針で行こうと、そういう方針を固められたわけですね正式に。

牛尾：そうです、そうです。

石橋：であれば、ちゃんとそれを公文書として残して、決裁文書として残して、それを公式に NGO の皆さんに伝えていただかなければいけない。当然それは我々も、それは公式に大臣つまりは外務省の公式な見解として、それを国民の皆さんに伝えていただいて、我々もそれを検証する。重ねて、公文書そういうもんですね、決裁文書というのは。後世に残すわけです。ちゃんとそのときに大臣がそういう決断をされた、決定をされた、外務省の公式な方針としてそれを立てられた。だからそれはちゃんと後世に残しておいていただかないといけないですね。

牛尾：もちろんそういう姿が望ましいことは言うまでもないことではございますけども、ただ大臣の指示として、公文書の決裁を取って伝えるというやり方もありますし、そのほかの方法もございます。

石橋：つまり望ましい方式を取らなかったということ、今お認めになったということですね。

牛尾：ただ時間的に。

石橋：時間的には関係ありません。この間ずっと経過的にやっていた話ですから。時間なかったから決裁取らなかったんですか。

牛尾：いやそういうわけでは。

石橋：そういうわけではありませんね。

牛尾：けれども相談を申し上げて、すぐ伝えるということではございますので、大臣の指示に従って、私は伝えさせていただいたということではございます。

石橋：別に決裁取るのに何か月もかかりませんね。大臣が言われたことを記録に残して決裁取って伝えていただければよかったわけですね。それが望ましいと今言われましたね。その望ましいプロセスを取らずに逆に文書に残さない形で、敢えて口頭でやられたということですか。

牛尾：というか、前の日に念押しをして、明日やりますからこの方針でよろしいですかと、ということのお伺いを立てて、この会議があるのであれば、伝えたほうが良いというご判断をされたので、私は伝えさせていただいたということではございます。

渡辺：じゃあ冒頭のものは牛尾さんのご挨拶ではなくて、大臣の指示、決裁をとということを確認したということではよろしいですか。

牛尾：決裁文書はございません。決裁をしたからといって、全てのものを決裁文書にしなければならないということではございません。

近藤：当日のやり取りでは、この他にも、この内容が十分に満たされなければゴーサインは出さないとか、或いは満たされればゴーサインも有りうるとあった。こういったことも含めて、正式な立場を示されたということ。ただこれを公的に担保するものは、なにでもって我々は担保されたと理解をすればいいのか、ということをお聞きしたいと思います。

大場：公的な担保というのは、今申し上げた発言をどういうふうに担保するかという趣旨ですか。

近藤：そうですね。その後にやり取りのあった会話も含めてですね。

大場：大臣から指示があった経緯は牛尾審議官が申し上げた通りなんですけども、牛尾審議官の発言内容につきましては、三月一日の協議会の議事録を作成するということ承知しておりましたので、この議事録という形できちんと文書に残って、公開されるというふうに理解しておりますし、今日のやり取りも先ほど石橋先生からありましたけども、議事録の形で確認いたしますので、そういう形で文書の形できちんと残すということになるかと思えます。

石橋：いや、違うよね。あくまで NGO の皆さんが NGO の皆さんの記録として、録音され、議事録を起こされた。これ外務省の公式な文書じゃないでしょう。

今のご質問は、大臣がこういう発言、見解を示された、外務省の公式な、大臣の公式なものとして、どういう担保があるのか、外務省にちゃんと記録として残してあるのか、大臣がこういう見解を示されて、NGO の皆さんに大臣の正式な見解として言われた、じゃあどこにそれが証明できるものがあるのか、ということ今言われているわけです。

決裁文書がない、公式な文書ではない、ではどうやって、大臣はこう言われたはずだ、後で皆さん、言いたくないけど、知らない、いやそんなことどこにあるんですか。牛尾さんが辞められた、大場さんが辞められた、残った人がこんなことありましたかねえ、いやでも決裁文書はありません、同じことじゃないですか。どこに証明する担保があるんですか。

外務省が、大臣がそう言ったから、皆それを JICA の皆さん含めて、これ大臣の公式な見解だ、皆でこれを実践しなきゃいかん、これがモザンビークのプロサバンナに対する大臣の基本的な方針なんだ、文書がなくてどうやってそれを確認するんですか。牛尾さんそのことを申し上げているんですよ。教えてください。どうやって公式な見解として担保がある。

牛尾：まさにそういうことも言われるのであろうということもあり、私は録音してください、それで早く流してくださいということで、大林先生がですね是非録音させてくれということで、それはどうぞどうぞということで録音に応じたということでございます。

石橋：それが外務省の公式な文書になるの？これが外務省の公式な決裁文として同等の効果を発するというのを、そんなことがありうるんですか。あとでそれは NGO の皆さんが自主的に作られた議事録です、それは外務省の公式なものではありませんっていくらでもそうなるじゃないですか牛尾さん。そうでしょ。

牛尾：ただ大場が申し上げました通り、正式な議事録として載せていただければ、それでご理解を得られるのかなと。

石橋：じゃあ外務省も何かお墨付きをくださいよ。外務省の見解として。それを、公式な大臣が言った、これは間違いなく大臣が言われた、正式な議事録です、公式なものです、公式な見解です、お墨付きくださいよ。

大場：まずこの意思決定の方法というのはいろいろあると思うんですよ。今回は決裁文書というのはございませんけれども、これは大臣が関わった正式な外務省の見解になります。その前提で議事録ですけども、これは決して NGO の皆様が一方的に作る

議事録ではないというふうに認識しておりますので、外務省の方も確認いたしますので、議事録の内容には責任を持ちますので、その前提で議事録をお作りいただいて、それで公表いただくということで、今申し上げた見解もですね、きちんとした文書の形で残るというふうに理解しています。

石橋：これは外務省のなんらかの正式な決裁文書となるの。公文書として外務省の、今政府で持っている公式な文書の管理システムに載っけていただけるわけ。そういうこと？そういうことですね。それ約束いただけるんですね。そういうことでいいんですね。

大場：今日の議事次第・配布資料含めて、それから後々できるであろう議事録ですね、そちらを外務省の行政文書として保存させていただきます。

石橋：つまり三月一日の大臣のこれも全部、議事録が決裁文書として残る。記録として残る。公的に。そういうことでいいんですね。

牛尾：行政文書として残りますので。

石橋：行政文書として公的な記録の管理システムに残ると。今日の議事録がということ？これも全部含めてということですか。

牛尾：そうです。なので、情報公開請求していただければ、そのまま出る文書ですので、それに対応させていただければ。

石橋：行政文書として残すので、今後情報公開請求をすれば、外務省から出る公文書として出します。これも議事録も含めて出しますと。今日ここに出ている文書は全部、それを記録として残しますということを、今約束をしていただいた。

渡辺：その仰っている議事録というのは、三月一日に牛尾さんが ODA 政策協議会の前にお伝えくださったときに録音されたものの議事録という意味で大丈夫でしょうか。

牛尾：私今それ申し上げましたよね、冒頭に。だからそのままメモで議事録を作れば、その部分を書きいただければ、そのまま残りますよ。

石橋：ごめんなさい、確認。今日の発言だけ残るとということ？それともさっき言われていたのは、ここに出ている文章全部残すという風に言われたと確認をしました。けれども、今渡辺さんが聞かれた三月一日の議事録がありますけど。これらの議事録はまるまる議事録として残るのですね。

牛尾：そういうことです。

石橋：牛尾さんの発言だけじゃないですよ。三月一日の議事録やり取りが全部文書として残る。

牛尾：いや、そういうことじゃなくて。今申し上げたところは、私が最初言ったのは三月一日に言った内容と同じですから、そのまま読み上げただけですから、私は。だからそれは議事録にそのまま記録していただければ同じ内容ということです。一字一句そんなに違わないということ言ってますので。

石橋：そんなに違わないって、違うんじゃない。

高橋：すいません。ちょっと記録というものに関する考え方なんですけども。仮に同

じ内容を発言されたとしてもですね、その時三月一日のときの発言の内容をきちんと記録にとるということと、今日のやり取りをきちんと記録に取るということは、同じように見えても違うんだと思うんですよね。ですから、基本的には両方が必要だということ。

それからさきほど大場さんがおっしゃられた政策協議会、三月一日のやりとりで政策協議会本体そのものは、それはきちんと記録に残ってる。きちんと残ってます。ホームページにのってますよ。でもその前の立ち話でやられた内容ですから。それは政策協議会の記録が残ってます、これは公文書ですって言われても、それは全然違うものですから、別物ですから、別途きちんと新たになんらかの形でオーソライゼーションを大臣の確認も含めて取っていただかないと、きちんとした公文書的な記録にはならないと、私は理解しています。

牛尾：それであれば、この議事録を作った時に資料として残して、三月一日のもつけさせていただく。紙で。それでよろしいですか。

渡辺：何の議事録ですか。

牛尾：要するにこれ議事録作りますよね、今の。

渡辺：はい。

牛尾：それに資料としての形で、私が三月一日に言った内容をアタッチするということがよろしいですか。

石橋：言った内容ですか、それとも議事録どちらですか。三月一日の議事録というのがあります。これは先ほど言われた録音してくださいと言って、皆さんが録音されて、それを起こしたのがあります。後ろは首を振られてるけど、どちらですか。

牛尾：議事録を付けるという形で、三月一日の議事録もここにある資料としてつけさせていただきます。

大場：すみませんちょっと整理させてください。

石橋：整理してください。

大場：三月一日の協議会というのが、正式な協議会としてあって、私はそこにいませんでしたけど、その直前に牛尾審議官が皆様とお会いしたと。そのやり取りの記録の扱いということよろしいですか。その記録を作られてるのであればですね、それを今日こういう形で、その時のやり取りが議題になってますから、それを今日のメモとして作っていただいて、それを保存するという形でよろしいんじゃないでしょうか。

牛尾：行政文書として保存するという事です。

石橋：丸々ということでもいいんですよ。

大場：それは我々も確認させていただく必要があると思うんです。そこは相互の合意が必要だと思いますから。そういう形であれば、今日のこの回の参考資料の形で付けると。内容についてもこちらが責任を負って確認するという形でいかがでしょうか。

高橋：一点だけよろしいですか。今確認をした後にいうことを仰っていただいたんですけども、その確認のところでは是非ですね強調させていただきたいのは、大臣の内容であると認めたものであることがちゃんと記録の中に残っていないことには意味がないので、あくまで牛尾さんが言いましたよみたいな話になっちゃうと、それこそ牛尾さんだけの責任みたいになっちゃうたら申し訳ないので、それはきちんと大臣の確

認の下であるよとして。

牛尾：そこは大臣と相談した結果としてという文を必ず書きますので。まさに私が覚えているのは大臣の指示でこの内容を伝えるということですから。それについては、きちっと書かせていただきます。

高橋：何故この話をきちんとやりたいなという風に申し上げているかということ、全ての話のきちんとした基礎になっているんだろうと思うんですよ。これまでのやり取りの中で、現地の側が日本政府の対応というものに対する、すごく不信だったり、信頼がないわけですから、それに対してきちんとした内容のある形でやっていきますよという姿勢がまず示される必要がある。

それが先ほど、望ましい方法でやりましたと牛尾さん仰ってましたけど、方法だけではなくて、やはりその中身も大事なんですから、その点からまずこれはベースです。でもこれでオーケーという意味では全然ない、ここがスタートであるというだけの話ですから、まあそこからきちんと固めましょうという話です。

石橋：ここはよろしいですね。じゃあ今の対応は是非やってください。後日情報公開請求して違うもの出てきたら大変なことになりますからね。そこはもう牛尾さんの責任において。

牛尾：それはありえません。きちんと出します。

石橋：はい。ただ再度言っときますけど。そもそもの大臣のご発言、公式な外務省の見解であるならば、やっぱり僕はその時点で決裁文書がないということ自体が、おかしい話だと思います。重ねて今ご指摘があったように、僕ら牛尾さん信頼しますが、牛尾さんの言われていることが、本当に大臣が言われたこと、決裁を受けた、それをそのまま伝えていただいているのか、ということがちゃんと我々国民がしっかりと確認できる、それは歴史の証明ですよ。だからそれがあるべきだと。それが無いのは、僕は遺憾です。そのことは改めて申し上げておきたいと思います。じゃあこの件はそういう対応を確認をしていきたいと思います。

はい、それじゃあその後から宜しく願います。それでは質問に対する回答ということでもいいのかね。

加藤：JICA アフリカ部、加藤と申します。宜しくお願いします。

それではプロサバンナに関する質問一覧ということで、いただいた資料についてご説明したいと思います。お手元にお配りしてある資料でございますけども。最初の三点ですね、三点についてご説明申し上げます。

まず一番最初でございますが、プロサバンナ事業の予算と決算でございます。いただいているご質問としましては、まず両括弧1としまして、現在までのプロサバンナ事業全体に関する決算状況、年度ごと。それから両括弧2ですね、ProSAVANA-PDに関する決算状況ということでございます。こちらにつきましては、お手元の資料にございますように、プロサバンナ関連3事業の決算状況、決算額はこの表にある通りでございます。2016年度まで決算が確定しておりますのでその数字を載せさせていただきます。なお2017年度につきましては、現時点で未確定ですので、ここにはまだ載っていないという状況でございます。

なおですね、今回このプロサバンナ事業に関する年度ごとの決算状況を改めて確認しましたところ、ナカラ回廊農業開発研究・技術移転能力向上プロジェクト、PIというやつですね、こちらにつきましては繰り越し分から、繰り越し予算の方からですね、繰り越し分の支出があることが確認されましたので、この金額も含めてございます。これPI、繰り越し分ということで、2013年度、14年度ですね、それぞれ数字を書き

直しさせていただいております。誠に申し訳ありませんでした。それが両括弧1、2のご説明でございます。このまま続けてよろしいでしょうか。

石橋：だっとう行ってください。

加藤：両括弧3です。ProSAVANA-PDに関する決算状況ということで、昨年度2017年度の月ごとの決算状況でございますが、先ほども冒頭申しましたように、2017年度につきましては決算額が未確定でございますので、現時点ではまだ準備ができてございません、ということでございます。

それから両括弧4。上記データの内、日本のコンサルティング企業に支払った金額ということでございます。業務実施契約に基づきまして、各案件の受注者、日本のコンサルティング企業に支払った金額は、こちらの表にある通りでございます。よろしゅうございますか。

では続けて参りますが、両括弧5。2018年度のプロサバナ事業に関連するすべての予算額ということでございますが、こちらにつきましては今年度の予算額でございますけれども、これJICA独立行政法人ということでございまして、運営費交付金というものを受けております。この内数だということになります。それが両括弧5及び両括弧6の回答になります。続けてよろしゅうございますか。

石橋：後で一括でいいですかね。はい、ではどうぞお願いします。

加藤：続きまして、大きな2の、2ポツの方に移ります。ProSAVANA-PDの日本コンサルタント状況、契約状況ということでありまして、二つご質問いただいております。一つが2015年度からのコンサルティング契約の更新回数と時期であります。契約更新回数は七回でございます。時期につきましては2015年度が三回、7月、9月、11月。それから2016年度が二回、2月と5月。2017年度がですね、1月と7月の二回でございます。

両括弧2ですが、これに関してですけれども、それぞれの契約更新理由でございます。これが書かれている文書の添付ということでございまして、今回別添1ということで用意させていただいております。

先ほど申しましたように、契約更新が全部で7回行われていますので、いちいち説明申し上げませんが、詳細の方は是非この別添1でご覧いただきたいと思います。簡単に言いますと、契約延長の主な理由としましては、当該マスタープラン策定プロセスが当初想定されていたスケジュールよりも時間がかかっているということが、主な理由でございます。よろしゅうございますでしょうか。

はい、それでは3ポツの方に移ります。四月四日マポート開催のプロサバナ事業に関する会議ということにございます。まず両括弧1、JICAの拠出金額、その内訳詳細であります。拠出金額の合計につきましては、現在精算中でございます。また内訳、詳細につきましては地方からの参加者7名の旅費、航空賃、日当、宿泊費、交通費でございます。

続きまして両括弧2、この件に関するJICAモザンビーク事務所とモザンビーク農業省・ProSAVANA-HQとのやり取り文書、メールも含めて、の全てでございます。こちらにつきましては、モザンビーク政府に確認する必要がございますので、先方から回答が得られ次第、回答させていただきたいという風に考えてございます。説明は以上になります。

石橋：はい。昨年の決算はいつごろ出るんですか。

加藤：はい、決算の確定は六月の下旬を予定しています。

石橋：六月の下旬ごろですか。それから四月四日ののですが、これはいつになるんです

か。これ大場さん四月の五日でしたかね、来ていただいたときに私の方からもお願いをしました。あの事前の協議を行った段階のリスト、招待状を送った団体宛先、個人がいればそれはそうと、実際に参加をされた団体と、どういう方だったのかりストとして出していただくことと、当日の議事録もお願いしますということでお願いをしておりましたが、それはどうなってるんですか。

大場：先生仰る通り、そのような宿題をいただいております。四月四日の会合の議事録なんですけども、モザンビークの農業食料安全保障省に確認いたしました。現在議事録については農業食料安全保障省が出席者との間で作成中と聞いております。まだできておりません。またその議事録が今後どうなるのかですけど、公開するか否かについては、現在農業食料安全保障省と出席者の間で検討されていると、聞いております。

この会合にですね、モザンビークの農業食料安全保障省がどの団体を招待したかというところなんですけども、まだ個別の団体が誰が招待されたかということについてはですね、モザンビーク農業食料安全保障省から開示をいただいております。先ほど申し上げました通り、現在議事録を農業食料安全保障省が参加者間で作成中ということですので、議事録を作成してこれから確認する作業の中で参加団体にも確認して、参加団体の意向で開示するかを検討するというふうに聞いております。

その前提ですけども、我々が会議が終わった後にですね、大使館、JICA 事務所の方からモザンビーク農業食料安全保障省に聞いた、聴取した概要についてこの場でご説明させていただきます。まず当初この会合は一時間の予定だったということなんですけども、結果的に一時間半ほど続いたというふうに聞いております。この会合にはですね、マルレ農業食料安全保障大臣が参加しましてですね、プロサバンナ事業についての情報を各々のステークホルダーとオープンに共有していくというコミットメントを再確認したというふうに聞いております。また大臣からは、対話の扉はいつでも開かれていると、いつでも相談、情報交換に来てもらって構わないというオープンな姿勢を伝えたというふうに聞いております。

この会合では No ! to ProSAVANA 構成団体を含む全ての参加者が積極的な発言を行った模様です。参加された市民社会団体からはですね、No ! to ProSAVANA 構成団体含む市民社会間での会合の実施についての提案があったというふうに聞いております。またモザンビーク、日本、ブラジルの市民社会と農業食料安全保障省が接近できるように注意を払ってほしいという風な要望が市民社会から農業食料安全保障省にあったと聞いております。

今後については農業食料安全保障省がマスタープラン策定をどのように進めていくかについても、市民社会の意見を求めていくというふうな方針と聞いております。農業食料安全保障省としてはオープンな対話への市民社会の積極的な参加を歓迎するということだと聞いております。

先ほどどの団体が呼ばれたかということについては、まだモザンビーク側から開示されていないことなんですけども、その前提で少なくとも我々が承知している範囲で、来た団体名をお答えさせていただきますと、まずマプトからはですね CEJP、カトリック正義と平和委員会と訳しているんですけども、この団体がナンプラ第一教区カトリック正義と平和委員会を代表して、出席された模様です。それから UNAC 全国農民連合がマプトから参加したというふうに聞いております。それから対象の 3 州、現地からの参加団体でございますけども、一つ目 UPC ニアッサ、ニアッサ州の農民連合 UPC ニアッサ。それから UPC ナンプラ、ナンプラ州農民連合。UPC ザンベジア、ザンベジア州の農民連合。以上三団体。それから FONAGNI、ニアッサ州の NGO フォーラム。それから POPOSC、ナンプラ州の市民社会組織のプラットフォームと。それから SOLIDARIEDADE モザンビーク。最後に FONGZA、ザンベジア州の NGO フォーラム。以上 7 団体が現地からも出席されたと聞いております。

繰り返しになりますけども、これはモザンビーク政府主催の会合でございます、

どの団体が招待されたかということについてはモザンビーク側の同意が必要ですので、その点は今確認している状況にあります。以上でございます。

石橋：これいつ頃確認が取れるんですか。

大場：スケジュールがいつになるかは示されておりませんので、そこは今現在よく分かりません。

石橋：先ほど内容を口頭で少し言われたけどこれは、どこから出てきた情報ですか。モザンビーク政府側が連絡してきた内容ですか。それとも外務省の関係者がその場においてメモを取った内容ですか。

大場：こちらの内容は、先日石橋先生のところに四月六日に訪問しておりますけども、その場でもご指摘いただいておりますし、我々もこの会合がどういう会合だったか関心を持っておりますので、会合が終わった後に大使館と JICA 事務所の関係者がモザンビーク農業食料安全保障省を訪ねて、関係者から聴取した会合の概要でございます。

石橋：ということは文書があるんじゃないの。

大場：文書というのはどういった文書でしょうか。

石橋：向こうから報告されてきたんでしょ、外務省経由で正式に。であればその文書出していただいているんですか。

大場：文書はですね、今モザンビーク農業食料安全保障省が議事録として作成していますので、議事録なる文書はまだ存在しておりません。

石橋：正式な議事録は今作っておられるんですよ。でも今口頭で説明されたのは、外務省が責任を持って出席をされていた向こうの農業省の方とやり取りをして、記録されて報告をされてきたんでしょ公電として。であればその公電として正式に報告されてきたのであれば、ここでそれをちゃんとメモで、文書で、出していただけるんじゃないですか。

大場：今説明した内容は、現地からの報告を受けています。その報告の内容を今口頭でお伝えしたものです。ですから文書でどうするかについては情報公開法に基づいて対応させていただく、ということになります。

石橋：じゃあ僕も情報公開請求せいということ？僕が言っても出してくれない。正式に出さない。そういうこと？国会議員に対して。

牛尾：国会議員だろうがなんだろうがそれは関係ない。

石橋：情報公開請求しないと出てこないよ。

牛尾：はい。

石橋：それまたすごいねえ。じゃあそうしましょう。それで出してください。外務省も酷いね。じゃあ今一連の話がありましたが、とりあえずここで確認すべきことだけ、ここで確認してください。後で NGO サイドからの話を別途していただきますが。

吉田：現地からの情報を私たちが聞いている範囲でお話したいんですが。この会議というのが。

石橋：四日の件ですね。

吉田：四日の件です。とにかく今までずっと、こういう意見を聴取する会議というのが、いつもその直前になってから通知が来るといふ、それで前のいろいろな会議においてもそういう状態で、それが自分たちが参加を阻止されているというような点から、非常に不信感があつたわけですね。丁寧に参加を促しているという、大臣の発言もあつたかと思うんですけど、そういう問題というのがまだ現地ではちゃんと受け止められてない、という風には感ぜざるわけですね。今回においても、通知が一週間前によく来た。一週間前に現地の農民たちというのは、そんなに準備をするというのができないわけですね物理的にも。そういう形で行われること、それから事前に送られてきたこの式次第といいますか、会議の内容について、ステークホルダーの意見を表明できるのが、たったの三十分だけであるというのがあつた。そういうことであれば、いままでのちゃんと意見を聴取するというやりかたがなかったのと、同じことであると、要するに全然何も改善されていない。参加を本当に促しているのかということが本当に疑わしい。そういうこともあつてですね、ある団体は出席を拒否したという風に、受け取っています。それはやっぱり丁寧に参加を促したことになるかと思ふんですね。ですから、この四月四日の会議というのは、きちんとした事前のやり方を検討した結果やつたという会議ではないと、それでないという決定を下した団体のやつたことはある意味で当然の行動であると。ですからそういうやり方の会議というのは、外務省としても問題がある会議であつたと、いう風に認識すべきであると私は感じておりますが、そういう問題というのが何故こゝろも繰り返されるのかということが、非常に現地の信頼を失っている大きな原因じゃないかと思つております。ということで、これはいわゆる意見聴取をする会議という風には、私は位置づけられないと思ふます。ちょっとそのことを外務省の考えを出していただきたいと思ふます。あとで結構ですけども。

渡辺：すいません、これから NGO 側の確認というのをさせていただいても。その前に私の方から単純な質問があるんですけども、ちょっと今の吉田先生のポイントに加えて後程、会議開催自体を問うということをご議論したいという風に考えております。それはこれまでの資料に基づいて検討できたと、会議の中身そのものだけではなくて、会議の開催そのものがやはりちょっとおかしかつたという風に考えているので、そのことを事前に確認をしておきたいと思ふます。

で、質問なんですけども、今予算の、決算状況ご準備いただいてありがとうございました。二ページ目にコンサルの契約状況というのがあつて、2017 年の 7 月にコンサル契約がまたなされているんですね。これなんですけども、ProSAVANA-PD は 2017 年の 2 月に外務省の当時の局長のご決断で、マスタープラン策定のプロセスが止まつたという風にこれまで ODA 政策協議会や様々な場所でご報告をいただいているんですけども、それにも関わらずコンサル契約があつたのは何でなのかなと思つて、別紙 7 の方を参考してみたところですね、やはり本件の契約においてマスタープラン最終化を完了することは困難であると判断したため、本件の契約に関して以下の通り変更する、というこの以下の通りからが我々が知りたいところなんです。

要は中断しているにもかかわらず、この PD のプロセスにおいて新たにコンサル契約をしている理由はなんなのか、ということをごちょっとここで聞きしたいんですが。

石橋：今の点と、先ほどの四月四日の会議の点、二点ここで。

大場：まず私からその後の様子、最後の件は JICA からお話しします。最初吉田さんから会の開催の通知のタイミングとか、運営の仕方についての問題提起がございました。それから渡辺さんから会の開催そのものについての問題提起がございました。

渡辺：そこは後でします。

大場：後でいいですか。

渡辺：はい。

大場：そこも関係しますけども。こういったモザンビークの農業食料安全保障省が開催する会合はこれまでも事前の通知が遅いというご指摘いただいております。今回異議申立調査結果報告書をモザンビーク政府に伝達する際にも、今後何かこういった会合を開催する際にはきちんと丁寧に準備期間を設けてやってほしいということは伝えています。今回ですね、私も聞いてますのは、モザンビーク農業食料安全保障省が準備の段階で相当丁寧なプロセスは踏んでおりまして、例えば No! to ProSAVANA の参加団体に個別に招待状を持参したと。その結果全ての団体から、招待状の受領の署名を受け取ったと。それで参加の意向を示された団体もあると聞いております。ですから一定の改善はあると思いますが、他方でこういった会合というのは改善の余地はあると思うんですね。この四月四日の会合がこれで終わりではございませんので、これからですね先ほど申し上げました通り、大臣としては市民社会の意見も聞きながら、しっかりやっていきたいというふうに考えておられるようなので、今のご指摘の点については私の方からモザンビーク側に伝えることも可能ですし、現地の市民社会団体の方から直接モザンビーク農業食料安全保障省にお伝えいただいて、改善を促すということをやっていたらどうかなというふうに考えております。

宍戸：JICA 農村開発部の宍戸でございます。今の契約変更、2017 年 7 月の件。これはこれまでコンサルタント契約継続していたものですね、一度コンサルタント側とお話をしまして、契約終了させるためにいろいろ精算手続き等についてですね、打合せをしたものでございまして、新たな契約を結ぶためのものではございませんので、そういう趣旨の打ち合わせをしている打合せ簿でございます。

渡辺：契約更新の回数と時期をお尋ねして、2017 年の 7 月に、という風にご回答をいただいているんですが。

宍戸：今回お付けしてますのは、契約変更のためにコンサルタントと JICA の間で取り交わした打合せ簿を後ろに参考資料として、お出しをしております。これが 7 点お付けしている中の一番最後の取り組みについては契約終了に向けた諸精算等についての内容について付けた文書でございます。

渡辺：なので契約更新について打ち合わせをしたということですよ。

宍戸：契約更新ではなくてですね。契約変更と言ったほうが正しいかという風に考えています。これ継続行為でございますので。更新というエクステーションという意味では、これひょっとしたら 7 番目は当たらないかもしれませんが、今申し上げました通り契約終了させるための精算の方法ですとかを定めた打合せ簿でございます。

渡辺：じゃあこの 2017 年の 7 月以降は日本のコンサルタントの契約は PD においてはしていないということで大丈夫ですか。更新はされていないんですね。

宍戸：この時の打合せ簿に基づいて契約は精算しております。既に。精算終了しております。ですからもう契約は切れています。

渡辺：契約がここで切れたということですか。

浅井：7 月に終了に向けた変更契約を締結して、その契約内容に基づいて終了致しました。

石橋：いつ終了したんですか。

浅井：いつの時点で終了したとかはすいません今手持ちにないので後程。

石橋：この契約はいつまでの契約だったの。

浅井：すみません、今そらんじれませんのでメール、文書で回答させてください。正確なところをお伝えします。

石橋：じゃあこれはもう終わってるのね。

浅井：終わりました。

石橋：精算が終わったということ。

浅井：終わってます。はい。

渡辺：ありがとうございます。じゃあこれ以降の月が出てきていないということは現在日本のコンサルタントとPDにおいて契約は結んでいないということでしょうか。

宍戸：はい、それで大丈夫です。

渡辺：ありがとうございます。じゃあNGO資料というかで、ちょっと提起の方をさせていただきます。NGO資料ということで年表をお配りしていますので、ちょっとご覧ください。ここにいる年表を、お配りしているかな。

津山：皆さんにお配りしています。

渡辺：こちらなんですけども、これまで確認させていただいてきた通りのことが。大丈夫ですか。

津山：一番縦長のものです。

石橋：縦長の年表ですね。

渡辺：はい。こちらちょっとざっと経緯だけを現状を踏まえるためにご説明をさせていただきます。2012年ごろから現地の方で、ご存知の通り現地の農民や市民社会から懸念の声が上がり始めて、12月にODA政策協議会を行い、翌1月から意見交換会をJICAさん外務省さんとNGOの間で行ってまいりました。これ20回まであって、2016年度まで行ってきたんですけども、そこから対話とか協議のありかた、或いは農民の声をどのように事業に反映させるかということで協議を進めてきましたが、結局のところそれが解消されないまま、2015年に、これも指摘をさせていただきました通り、JICAの契約企業MAJOL社というところ、コンサルタント企業ですね、ここがモザンビークの市民社会を一団体ずつ訪問して、現地の側からしたら介入と分断ということが行われました。

このことについて、それ以降も事態の改善というのを求めて参りましたが、JICA理事長宛てにも公開書簡というのを出して、全く改善をされてこなかったのが、昨年四月に地域の住民11名から異議申立書が提出されております。一方ですね、このMAJOL社の件であったりとか、或いは上の方に2013年の9月にコミュニケーション戦略書というものが書かれているんですけども、これについてODA政策協議会で提起を、その問題について提起をして参りましたところ、やはり外務省さんとしてもこのまま進めるのは良くないということで、モザンビーク政府に働きかけられたという風に、ODA政策協議会でもご説明いただいています。そういった結果プロサバンナ策定プロセス、見直しプロセスというのがストップをしています。2017年の2月です。この延期が決定されて、今に至っています。

そういう中で異議申立の結果が11月に出た後で、早速現地の農務局長による攻撃的な発言というものが出てきて、その反対派の人たちへのですね。これについて12月のODA政策協議会で指摘をしたところ、大場さんから録音があれば確認をしますということで、仰っていただきました。またこの時点で、先ほど四月四日の会議の是非を問うということをし上げましたが、異議申立人がようやくポルトガル語の異議申立結果というのを手にしたのが、12月1日ですね、これも代理人に届いたと思うんですけど

ども、その後ようやく申立人に届くにはまだまだ時間がかかりますが、申立人が意見書を作成中で、今後審査役から JICA 理事長へ提出されることもここで確認をしておりました。なので農民から意見書がきちんと出ますよ、異議申立のプロセスというのはまだ終わってませんよということは、ここで確認をしていました。

その後、録音があれば対応していただけたということだったので、外務省さんに 1 月 29 日に録音を提出しています。その後、先ほど牛尾さんから御説明をいただいた大臣の指示についての御伝言がありまして、ODA 政策協議会の中でこの録音について、牛尾さんが人権侵害と認める発言をしてくださいました。これは非常にありがたいことだったという風に思っております。

なんですけれども、この録音について 2 月 9 日から JICA さんの方に公開質問状で対応を求めて参りました、現状確認もして参りましたが、結局のところその対応をしていただけないまま四月四日の会議の開催に至ったということで、非常に我々残念に思っております。それは一つには、今申し上げた通りプロセスの問題ですね、異議申立人が意見書を作成中でこれから出すと言っているところ、それにも関わらず四日の会議が、我々強行されたという風に現場の方では考えています。

プラスその人権侵害についてもまだやり取りをしている最中で、なんら対応されていない中で、大臣の通達は反対派の人たちの声をちゃんと聞いて、当日の牛尾さんとの会議の議事録を見ると、そういった人権侵害なんかにも対応して、そういった条件が満たされてようやくプロサバナ事業はゴーなんだと仰っていただいておりますが、そういうなかでなんら対応がないままやり取りが継続した中で、四日の会議が行われたということをも確認しておきたいと思っております。

資料の方なんですけれども、この大臣の通達の内容はですね、指示の内容は、大臣が一方的にお一人で勝手に言ったことではなくてですね、異議申立の審査結果と重なっております。こちら資料 2 に載せています。資料 2 の方なんですけれども、JICA の異議申立審査結果事業部意見書理事長指示というのを載せているんですけども、この異議申立の在り方についてですね、我々資料 3 の方でそのやり方自体の妥当性というものを問うてはいますが、そうは言ってもですね資料 2 の最後の提言のところですね、審査役の提言のところ審査役が、例えば一ページの最後、JICA 側の対応に一切の問題がなかったと判断するものではないという風に仰っています。そしてその中で小農が主体的に参加し、自由に意見が出しやすい参加型意見聴取の場が整えられていくことにより、一歩ずつ信頼関係が醸成されていくことが期待されると、そういった中でようやくできることですよということが確認をされているかと思っております。

それ以外にも確か。例えばですね、審査結果、コミュニケーション戦略の実施による広報活動やマスタープランドラフトゼロにかかる公聴会などの政府 JICA 側の試みも、申立人らの不信感を募らせる結果に終わり、事業内容そのものに対する結果がほとんど進まなかったことが伺えると指摘をして、こうした対立的状況に至った背景について理解をし、問題解決に向けた改善策を提案するためにも、審査役は今一度申立人の訴えに立ち戻って検討することがガイドラインの理念に適う、との考えが提示されています。

その上で一歩ずつ、先ほど申し上げたように、信頼関係が醸成されていくことを期待しているという風に論じておりますが、先ほど吉田先生がご指摘をくださったとおり、それとはちょっと反するプロセスが今現在進んでいるところです。それはプロセスの点においてもそうですし、今言った人権侵害の面においてもそう。またその内容そのもの、開催の仕方そのものについてもそうだということが言えるかと思えます。資料の 6 につきましては、先ほど申し上げた 12 月の政策協議会でプロサバナ事業というのは外務省の働きかけで止まっているんだということ、また録音があれば対応しますという大場さんの発言を引用させていただいております。

その後ろに 3. 4 ページ目に三月の一日の ODA 政策協議会の議事録を載せておりますが、こちら真ん中ら辺にですね私の方から、外務省の見解としてはこの録音の発言というのは人権侵害に当たると考えておられるということで大丈夫ですか、という風

に発言をしましたところ、牛尾さんから当日は「はい」と一言だけお答えいただいております。この点ちょっと後で確認したいのですが、その後この発言を、この発言自体をそのまま聞けば人権侵害に当たるとの主張があることは承知しておりますという、発言の趣旨自体が変わってしまう、今流行りの改竄ですね、文書の改竄というのが行われていることを非常に残念に思います。

これドラフトなので、まだ外には出せないものなんですけど、NGO側のコーディネーターの皆さんが我々議題提案者ですね三団体、アフリカ日本協議会さん、モザンビーク開発を考える市民の会さん、そしてJVCの側にやはりこの事態を伝えておかないといけないということで共有をしてくださっているんで、今日も許可をいただいてこの資料として掲載をさせていただいております。

こういった状況の中で四月の四日の会議が強行されている、その後JICAさんの方からも添付させていただいておりますが、FAX送信表の方に公開質問状への回答がありません通り、人権侵害発言、その録音については何時何処で誰とということが、今の財務省の話とも似ているんですけども、そういったことがなければ被害者、言われた側の立場に立って確認をすることはできずに、加害の側ですね、その人たちが情報を得ないと録音の内容を確認できない、即ち未だ何ら確認をしていない、ということがこれで明らかになっている中で四日の会議が行われたということを確認させていただきます。私の方からは以上です。

石橋：はい。一連の経過は、事実確認として大丈夫ですね。これは事実に基づいてまとめさせていただいております。その上で少し、これから意見交換させていただければと思いますが、最初に牛尾さんこの人権侵害の件について、今ご説明をそのまま聞くと、このドラフトで最初に人権侵害にあたるということで牛尾さん「はい」とお答えになった。これ後に書き換えたということ、追加したということ、改竄したということ？

牛尾：改竄ではなくて、私の意図としては、そのまま聞けば人権侵害にあたるんじゃないかなということをお伝えしたわけで。ただどういう場で言ったのかとかですね、誰を対象に言ったのかということで、それ違いますから、しかも我々は人権侵害を認定するっていう権限を我々は持っておりませんので、それはそういうことです。ただそのままその発言を聞けばですね、人権侵害に当たりますね、という話でございます。

石橋：この場では、「はい」と言われた。「はい」と言われたというのは「はい」と言われた。事実ですね。その後にこれを一方的に足されたということも事実ですね。

牛尾：足されたというか、NGO政策協議会では修正がある場合には協議をしながらやりましょうという定めがありますので、それに従ってやらせていただいているということでございます。

石橋：これそういうあれなの？協議があって、足したということ？

高橋：私ODA政策協議会のコーディネーター10年以上やってまして、このしきたり、このルールを作ってきた人間なんですけども、私はそういう理解ではないです。つまり逐語で記録を取ると言ってますから、一切そこに対してのある種の、その後付け加えたりということをしては、まさしく記録としての意味がないので、それはしないというルールになっていたと思います。

石橋：これ足されたのは誰が足されたの。外務省が足されたんでしょ。これNGO側の皆さんは承認はしたもののなの。

牛尾：議事録は個々の発言者に確認を求めて書くことになってるので、微修正を行ったということでございます。

石橋：牛尾さん、これ微修正とかそういうレベルの話じゃないですよ。「はい」と言われたことに対して、これだけの文言を足すということは、全く話が違う話になるので、それはもし牛尾さんがそういう決まりがあって、そういう定めがあって、そういうルールがあって、そのルールに則ってそういう追加だったら、NGO側の皆さんもそのルールに則って、外務省側から正式にそういうお話があって、協議をされたうえでNGO側の皆さんも納得承認をされて足されるのはまだしも、そんなものないと仰っている。

牛尾：ただこれについては、谷山代表の方から、そういう手続きがあるのでその手続きに則ってくださいということで、私の方に連絡がございますので、そういうことでございます。

渡辺：私も谷山と今朝電話をしているんですけども、コーディネーターの皆さんからは、やはりこれは相当受け入れがたい、改竄に近いものがあるということ指摘をされたうえで、もしどうしてもこれを書き加えたいのであれば、議事録に書き加えるのではなくて、別途理由と共に公式な文書を作って説明をしてくださいという風に要請が言っているという風に聞いているんですね。

ただ私自身は、このご発言の加筆に無理があるかなと思うのは、その上のやり取りを見ていただくと分かるんですけども、私の方から人権侵害の抑圧的な発言への対応について、これから在京で大使にお伝えするときに、どういったことを日本政府としてお伝えするんですかっていう風にお聞きしたときに、彼らは人権侵害なんてやってないというわけですよと、で現にこれ人権侵害起きているじゃないかと、そういうことは日本のNGOから来ていると、今後これを進めようと思ったらそこどころ配慮しない限り我々できないよという所を含めて向こうに伝えるという風に、これ私すごくいい、すごくありがたいご発言だったと思っていて、その後は感謝もさせていただいたと思うんですけども、そういう風に仰ってくださってるんですよ。なので私の方から、後の発言でそういったご見解で大丈夫ですかと確認をしているんですね。

なのでこの流れの中でこの加筆、改竄があるというのは非常に無理がそもそもあるんじゃないかなと思うんですけども。

牛尾：とりあえず「はい」という言葉の中で、言い足りない部分っていうのもございますので、それについては今協議をしているところなので、容赦してください。

石橋：その協議というのは何。

牛尾：NGOのコーディネーターの方とやっていますので。

石橋：やってないままにここに出ちゃってるの、じゃあ。じゃあこれは一旦削除でいいですね。

牛尾：削除っていうことではない。

石橋：まだ協議中なんですよ。協議中でまとまってないのであれば、一旦これ削除でいいですね。

牛尾：協議中なので。

石橋：だから協議中なのであれば、まだ公式じゃないんですよ。だからこれ一旦削除ですね。

牛尾：協議中です。

石橋：協議中なのであれば、削除でいいですね。

牛尾：まあ、じゃあ削除で、はい。

渡辺：そこまで認められない理由っていうのがちょっとお伺いしたくて。上で人権配慮をしないとダメだよという風に仰ってるじゃないですか。なのにこの括弧発言を加筆されたい理由っていうのは何ですか。

牛尾：というのは「はい」と申し上げましたけれども、人権侵害をあったかどうかという権限は、外務省にはないわけです、制度的に。これ人権侵害ですよと決める権限はないので、だからそういうことを言ってるんです。

石橋：でも牛尾さん、ここに至るまでのやり取りがずっとあるわけですよね。録音したものがあんなら出してくれと、録音したものがあんならちゃんとそれで判断をするというやり取りをされているわけですよ。

そしたら今更、今更、外務省にはそれじゃ判断できないから。何なんですかそれは。なんでそんないい加減なことやるの。ちゃんとした録音したものが出てきた、じゃあそれに基づいて外務省が判断するんでしょ。だから「はい」でいいじゃないですか牛尾さん。これちゃんと言われて、このやり取りみたらちゃんと録音したものに基づいて、それは人権侵害だと、だからこのまま進めないと、我々できないよと、牛尾さんその通りですよ。そうでしょ。だからこの間やり取りをずっとやっていただいた。だったらそれでやればいいじゃないですか。

大場：私から、この人権侵害のところの扱いについて補足させていただきます。渡辺さんが用意された資料で、昨年12月の第二回協議会の議事録が出ております。私の発言、この通り発言した上でホームページにも出ております。

実はこの前段があって、牛尾審議官が申し上げた通り、外務省として個々の事案について、人権侵害だったかどうか認定する立場にないという前提で、具体的なこういう事実があるのであれば、録音データを共有してくださいということで提供いただいたので、我々としてはモザンビーク政府と話がしやすくなったんですね。

これまで現地ですべてこんな発言があったんですねみたいな感じだと、中々それを伝えるにいくんですけど、録音されたテープがあるので、それを繋ぎました。そこはきちんとやっております。その結果として農業食料安全保障省それから外務省にも提供しましたが、いずれもくれぐれも人権には慎重に配慮してやっていきたいというふうなことを回答されています。

これは決して事務的なやり取りだけではなくて、昨年3月にモザンビークのニュシ大統領が来られましたけれども、その共同声明の中にも首脳間の合意として出ているんですね。ちょっと正確な文言は忘れちゃったけれども、農民の権利を保護するということが明記されてるんです。これ2010年だと思いますけど、安倍総理のモザンビークに訪問した時の文書には権利ということは出ておりません。ですから昨年3月それが大きな前進としてあったので、それ追っていく形で我々がモザンビーク側に人権の配慮尊重っていうのは求めてますし、これからも求めていく考えでございます。

渡辺：よく分からないですけど、2017年の3月の件は承知しているんですが、16年でしたっけ、その後にこれ起きていることですよ。今この話をされていて、石橋先生が今ご指摘くださった通り、人権侵害を認定できない、そのこと自体がどうなのかなと思うんですけど、それに対して私の方から問題提起をしたところ、大場さんがこのように録音があれば確認ができると仰ってくださっているわけで、そこで録音を聞いて牛尾さんの発言があったと思うんですけども、今きちんとやっているという風に仰っていたんですけども、この録音を使って何を具体的に今までいつ何をしました？それを教えてください。

大場：この録音データをいただいたので、それを現地の在モザンビーク日本大使館が

JICA 事務所と共に、モザンビークの農業食料安全保障省にデータを共有いたしました。これ3月の初めぐらいだと思いますけども、それでこういった指摘がありますということやを伝達して、モザンビーク政府一丸となって人権に配慮してほしいということやを求めました。これに対してモザンビーク政府からも前向きな回答がございました、くれぐれも人権に配慮したいと。というのがこれまでの経緯でございます。

渡辺：じゃあデータが渡っているということは、向こうはこれがペドロ＝ズクーラ局長のご発言だとお認めになったという、そういう理解でよろしいですか？

大場：私が聞いた内容をお伝えしますと、その段階で認めたか否かちょっと別にしてですね、その内容についてモザンビーク農業食料安全保障省が、この当事者である州農業局長にお伝えしたと、これは事実としてございます。

その上でなんですけども、これまで渡辺さんから昨年11月ですか、11月の記者会見というふうなご説明があったので、我々はその前提で11月の記者会見というふうやに言われておりますと、いうことで発言内容についてモザンビーク側の確認をお願いしました。そうしたところ、州農業局長は11月に記者会見をやったことはないということやを仰っていて、一方で仰っていたのはですね、実際には2017年、昨年の6月か7月ごろにですね、学生、ブラジル人だと思いますけど、ブラジル人の学生とのインタビューに答えたときの音声じゃないかというふうな回答があったということで、ただこれインタビューで州の農業局長の発言だけが出ていて、先方の質問部分が入っていないので、そこは編集されてる可能性があるんじゃないかというのが、我々が受け取った回答です。

JICAの方ともやり取りをしてると承知してますけども、JICAがいろいろ質問してる趣旨は、この州農務局長の11月に行ったとされる発言についての、事実に基づいて確認が必要なので、事実関係を実際渡辺さん始め皆様が、これがどこでやった発言かということについての事実関係の確認をさせていただいているというふうやに承知しております。

渡辺：要は、ご本人の声っていうことをお認めになってないということなんですか。

大場：そこは否定してないです。本人の声だというふうやに認識されてるかと思いません。そこは否定されてませんので、その前提で11月に記者会見なるものはやっていないということや是我々聞いております。

渡辺：じゃあそこだけが問題であって、データの内容の確認もされ、ご本人のご発言だと認められたということやでよろしいでしょうか。その上でどのようなご対応を、外務省 JICA と州の農務局長はされようとお話をされているんですかね。

大場：これ JICAの方からもお尋ねしておりますけども、11月の記者会見がないんであれば、じゃあ実際にどこだったのか、向こうが仰る通り6月か7月にブラジル人の学生とインタビューをしたということやであれば、それは一つの事実だと思いますので、その点を確認の上教えていただければ思うんですね。

牛尾：むしろ反論される材料くれないとこっちとしてはダメで、11月の記者会見じゃないというのであればそういう材料もほしいですし、どこの場所やでどうしたのかということやを向こうに言わないと、いやこれブラジル人の学生に言ったんだよねということやで、農民に直接言ったわけではないということやになると、向こうが人権侵害じゃないと言われた場合全然反論できないので、むしろ反論の材料があれば言っていたかしないと、このまま我々もそこまで攻めていってるんで、ちょっと困ることやになる。

高橋：その言った言わないの事実確認のこのことですね、今ここでやり取りをしている時間もこともあってですね、別の切り口からご質問したいと思うのは、先ほど最初に石橋先生が仰っていただいたように、これまでの一連の人権侵害かどうかということを外務省は認定したり確認するという権限を持たないと、牛尾さん仰いましたよね。仮にそうだとでもですね、一応これまでの一連のいろんな出来事を考えてみてくれば、かなりの疑わしさということが分かるわけですね。この疑わしいということの状況に対して、どういう姿勢で向き合っているのかということの一つを問うている。

そのことはどうもそこら辺をきちんと人権侵害の疑わしさに対して、対応しようとしているという風に受け止められないのは、実はさきほど吉田先生が、四月四日の対応をどういう風に思いますかという質問に対して、いや、丁寧な対応をしていますという風に大場さんが仰って、その丁寧なプロセスということの中に、個別に招待状を持参しました、っていう風に仰ってこれは丁寧だって仰るんですね。

仮に人権侵害を受けていて、被害者になっていて、恐怖感を感じている人たちに対して、そういう風に招待状を農業省の人間が持ち込んだ時に、どういう風に彼らを感じますか。つまり財務省の副大臣のセクハラ発言が出てますが、名乗りを挙げなさいということと言ってること似てるんですよ。つまりそういうことに対する被害者に対する、どういう風な、彼らがどういう風な面持ちでいるか、そのことをちゃんと踏まえて、どういう風な対応をしたらいいかという一切の今までのやり取りの中で、なんらの改善だとか、なんらの、言葉が出ないんですけど、全然そういう姿勢が見えないんですよ。

それでもって事実認定のことが云々だとか権限がないという風なことを仰っているだけでは、何を改善していくんですか？その兆しは全然感じられないし、私たちが感じられないということは、もっと感じられないと思いますよ現地の人たちは。そういうことに対する認識はどうあるか。

近藤：すいません、別件がありまして退出しなきゃいけないので手短に一行ぐらいいです。これまでの今高橋さんが仰ったことと関連するんですけど。相手政府も丁寧に対応していると言ってます、こちらからも申し入れましたと。この連続がこの間続きまして、聞いていて感じますのは、そういったやり取りは、この事業を今まで通り継続するための、お互いの了解事項・言葉の上での事実の積み上げではなくて、そういった形で人権侵害はそのままに放っておいて、お互いに丁寧な対応をしようねと、そういう了解の下にこの事業を進めようということを進めるための方便に私は非常に聞こえました。そのことだけ最後に言わせていただきました。申し訳ないですが、退出させていただきます。

石橋：はい、ありがとうございます。では、お二方からありましたけど大場さん。

大場：はい、お答え申し上げます。農業食料安全保障省が、個別に招待状を持参したという点についてですね。それが、丁寧にやってたなと思うんですけど、もし仮にです、そういう形で個別に訪問されて、それが恐怖心を感じたというような、もし具体的なお批判があるのであれば、もしあった場合個別の団体名がこうだと仰るとまたそこは問題だと思うんですけど、具体的にあればですね、お知らせください。私たちは少なくともそれはモザンビーク側から聞いていないんですよ。ですからもしそういったお批判があれば、そういったことないように、改めてその点についても改善を促すといったことはしたいと思います。

高橋：すいません、それは言わないと思いますよ。だって、言わないですよそれは。

大場：実際でもそれは聞いてらっしゃるからそういう発言をされているというイメージなんですけども。

高橋：いやいやそうじゃないです。そういう風なことに対する配慮というのをお持ちじゃないんですかということを行っているんです。

渡辺：要はですね、人権侵害について録音があれば対応すると言われたので、誰が録音を取ったか特定ができないような形で、ご本人の発言だけ人権侵害部分だけを抜き出してお送りして、その発言自体に問題があること自体はご確認されたわけですよね。それを現場の方にも共有をされて、農務局長とも確認をされたと。

それにもかかわらず、ご本人の音声だと確認をされたのに、今高橋さんが言ったように、名乗りをあげろと言っているようなもんだと言ってたんですけど、そういう対応をし続けていて、結局こちらの側に具体的にどのような対応を取られたか、いつどこでという連絡もないまま、四月四日の会合が行われているんですよ。そういうことをやっていて本当に信頼関係が醸成されると思うのか。これまでのやり方と本当に改善されたと思っているのか。そうだとしたらどこなのかということ、具体的に今ここでご説明いただきたいんですけど。

石橋：どうぞ。

大場：まずですね四月の四日の会合について、まず前提をお伝えしたいと思うんですけども。冒頭牛尾審議官から御説明した通りですね、外務省・JICAとしては異議申立に関する調査報告書の提言内容を受けて、利害関係者が合意できる参加型意思決定の手続きルールに基づく議論の実現、これについて必要に応じてモザンビーク政府の主体的な取り組みを支援して後押ししていくという方針を決めました。それで、これについてモザンビーク政府にも然るべく伝達しています。

それを受けてモザンビーク農業食料安全保障省から我々が説明を受けたのはですね、これは賛成派反対派双方の参加が予定されています、ということでモザンビーク農業食料安全保障省の要請を踏まえて、この対話の開催を支援するということを決めたものです。

それでここはもし何かプロセスでご批判があったのであれば、そこは今後改めてお伝えすることは可能ですけども、個別に招待状を持参して、全ての団体から招待状が受領されたということで、これ受領の署名があったということですね。これまでこういった対応というのはなかったと思うんですね。個別に参加して、それに受領の署名があったということはなかったと思いますし、その中で具体的に参加の意向を示されて、実際参加された団体もあると、参加団体については先ほど申し上げた通りです。加えて現地のプロサバンナ対象三州からも、賛成派反対派双方が参加の意向を示されて、現に参加されたというふう聞いております。

もちろんこういった会合についてですね、会合の準備運営のところで改善するべき点があればですね、そこは今後のプロセスの中で、きちんと改めるように引き続きモザンビーク政府に働きかけ、改善を促していきたいというふうに考えております。

渡辺：ありがとうございます。私が聞いているのはそういうことではなくて。人権侵害への対応というのが未だ途中だと、こちらへの何ら報告もありません、そして農民たちの意見書もまだ出ていません。そういう中で開催に至ったのはなぜなのかという。そこなんです。どこに正当性があるんですかという、特に前者の方ですよ、まあ両方なんですけども。意見書が出てない、要は農民たちの意見聞いてないですよね。そういう中で行われているんですよ。

石橋：はい、大場さんどうぞ。

大場：報告がなかった点につきましては、そういう機会がもっと前にあればよかった

など私も思います。私の方からですね、これまでもいろんな意見交換の提案をさせていただいているんですね。ですから外務省・JICA と NGO との協議会というのは昨年1月以降開催されていないんですね。ですから、これまでもメールでいろんな照会いただいている、その照会いただいた内容についてはきちんと回答しているつもりです。やはりこういった形で会うことによってより議論が深まると思うんですね。ですから、冒頭申し上げました通り我々もオープンだと言っているのは、より密にですね、その決められた協議会とかそういう場所だけじゃなくて、より頻繁に意見交換を続けてはどうかというふうに考えております。

高橋： すいません高橋ですが。良い ODA になっていただきたい、ちょっと変ですけど、よい ODA をやっていただきたいという観点で、私もこういったことを長年やってきましたけども。お話を伺っているとですね、このプロサバナのことをですね、せっかくの、言い方変ですけど、チャンスなんですよ、ある意味。自分たちのこれまでのやり方とかを、改善しかつより良いものにしていくという。

例えば今の一つのプロセスにしても例えば異議申立に対する審査役からのこういう報告書が出た。これに対して、全くの 100 パーセントのグリーンライトではなくて、やっぱりこれまでのことをちゃんと踏まえて、やり方をちょっと見直したらどうですかという風な提案があった。ですよ。つまりプロサバナに対して非常に疑問を感じ、ある種恐怖も感じ、止めてくれって言っていた現地の農民たちが、この異議申立の報告書を見たときに、ああグリーンライトが出たと残念に思いつつも、この中に書かれている文言の中で、丁寧なやり方をしていきましょうねということ言っていたら、それに対して現地の農民も答えるかもしれないじゃないですか。それが意見書じゃないですか。現地からの。それを聞いて、じゃあどうということが条件だったら、どういう風なことだったらちゃんとした農民たちが理解してやっていけるかということ、農民たちの声として聞く可能性がある、聞かれる可能性があるじゃないですか。

そういう可能性があるのに、それを聞いてどういう風なやり方をしていけばいいかということ考えられるのに、なんでそれを無視して、そのプロセスをとっぴらかして、現地側でどんどん進めていくということで、でまたそれをやった結果丁寧だからいいでしょって言えちゃうんですか。そのことがとても残念なんです。

宍戸： いただいたご指摘に対して私たちの考えですけども。先ほど大場課長からお話ありましたように、こういった審査役の報告書についてはですね、特にポルトガル語翻訳を使って先方政府には丁寧に説明して向こうも理解したということで。もちろん先ほども大場課長からありましたように、全てにおいて例えば通知の方法ですとか、より良く改善してくポイントはあるかもしれませんが、反対派にも今回ご連絡をして参加を得た団体もありました。それも一つ一歩進歩していると思いますし、先ほどから出てます人権侵害の発言については、まだこれがどの場でどう行われたかというのは確認されておりませんので、必ずしもこれを持って我々がどうこうするというよりはですね、まずはきちんと事実関係を確認した上で、先方にももしそういったことがあるのであれば、善処を求めたいというスタンスということです。それから、そういうことで今後ともですねこういった審査役、第三者の方の提言に基づいて真摯にやる。それから最後、農民からのいわゆる意見書についてご発言、言及ございましたけども、これにつきましては特に期限が求められていないものでございまして、当然そういったご指摘があれば、私どもは審査役から我々理事長の方に転達されるのが筋だと思いますので、その上で中身を当然検討するというスタンスでございまして、全く無視するわけではございませんので、そのステージステージで課題があればそういったものが出されて、それを検討するというスタンスだと思いますので、私共としては仰るようにですね、全く何の改善もなくやってるという認識ではございません。以上です。

石橋：だからこれ、異議申立の手続きはまだクローズドではないと、まだプロセスはオンゴーイングだということは、今認められたわけでしょ。

宍戸：いえ違います。

石橋：違うの？クローズドなの？

宍戸：これに関しましては、当然申立人の方からは再度調査役の意見書ないし理事長指示に対しての意見を出すことはもちろんできるわけですけども、それについては別に義務ではございませんし。

石橋：いや義務ではない。それは義務ではないとしても、意見書を出す用意がある、その意図も示されている。示されているわけです。であれば、まだプロセスはオンゴーイングですねと聞いている。それは勝手に出せるものだからそれは知らないと言っているの。

宍戸：それはそれが接到了時点で検討するべき点でございます、今それをずっと待たなきゃいけないというルールには現行なっておりません。

石橋：どっちなの、この件はクローズドなの？クローズドではないんでしょ？そのことを確認させていただいている。プロセスとしてはまだクローズドではないんでしょ。意見書が出せるし、意見書が出てくれば対応するということは、まだクローズドではないんでしょ。

宍戸：いえいえ、こういうことです。申立人が再度意見書を出す権利があるということにおきましては、もちろんクローズドではございません。

石橋：クローズドではないんでしょ。

宍戸：ただし。

石橋：ただしはいいからクローズドではないんでしょ。

宍戸：ですから、そういう意味においてはですね。

石橋：そういう意味においてはね。だから意見書を出されるという明確な意図を示されている。であれば意見書が出てくれば対応すると、それは先ほど認められた。だからプロセスはまだクローズドではないんでしょ。そういう意味においてはと言われるけど。

宍戸：そうですね。他方で私どもは、これに基づいて事業を進めてはならないというルールではなくですね、当然そういった外部からあればもちろん受け取りますけども、これに理事長指示に基づいて淡々と提言に従ってやることについては。

石橋：淡々とやるべきもの？ 淡々と？ 異議申立手続きが出ている案件だということを、どれだけ確認をされているんですか。先ほど指摘をされた、丸々なんでもなかったからオッケーですっていう最終答申でもないということ、先ほど指摘されたとおりでしょ。それを確認されて、だから淡々と進める話じゃないですよ。

宍戸：ちょっと私の言葉が不適切だったら訂正をさせていただきますけども、きちんとそれについては提言も出ておりますので、これに則ってモザンビークと良く話をし、先方政府主体ですけれども、こういった反対する方々にも声掛けをして、きっちりやってきましょうということについては縷々これまでご説明した通りで、ちょっとすいません私の発言がおかしかった。

石橋：なので先ほど言われてるように、であれば余計に四月四日のあの会合自体が、それに至るプロセスも含めて適切ではないのではないですか、というご指摘をいただいているわけです。そういうことですよ。

浅井：農村開発部の浅井でございます。今の関連のところについてなんですけども。私も異議申立審査役の結果報告書を受け取りました。それに基づいて審査役の提言に沿って進めると、進めることをモザンビーク政府の方に働きかけ、JICAとしてはその実現に向けて、必要な協力を行いますという意見を出させていただきました。その結果、ご案内の通りですけども、理事長からそのようにやりなさいという指示が出ました。出たことを持ちまして、私たちは速やかにそれを実行に動かしたと。それは現地の利害関係者がいろんな意見を持つ人達を選び好みせずにですね、ちゃんと今後どうしていくのかということ、きちんと合意できるやり方で話し合うと、いうことを進めていくということが提言にございまして、それを私たちは一度ではなくですね、きちんとモザンビーク側の理解を求めた。その結果として四月四日という会議があったものと思っていますし、今回、なにかしらこうやるんだというような決定を一方的にしたわけではなくてですね、今後意見を重ねていく、そういう議論を行うという風に事前に聞いております。

結果については、議事録で確認をしたいと思ってますけども、ただちに四月四日が行われたことを持ってですね、この異議申立審査役の提言に反したことが行われているというところについては、まだそういう風に断言いただくのはちょっと早いのではないかなと思っていますし、私たちはそのようには認識をしておりません。

石橋：なので、それをもしそう言われるのであれば、それ証明責任は皆さんの方にあるからね。ちゃんと皆さんが納得できるような形で証明してください。それで大場さん四月六日に来ていただいたときに申し上げた。

一つは誰に招待状を送ったのか云々以前に、四月四日なりそういう会合を持ちたいと、いうことについて誰と相談しましたか、誰と協議をしましたかと。やるから来てくれじゃなくて、やること自体についてちゃんと相談したんですか。そういう慎重反対の態度を示されている方々組織も含めて、で納得をされて、じゃあ四月四日にやるから招待状を送りますという話なのか、もう四月四日にやるということを決めてから、招待状を送って、やるから来てくれという話なのか。これ自体で全然違いますよね。だから大場さんにあのときそういう風に申し上げた。

一体四日に会合やること誰と相談したんですか、どの組織と相談したんですか、皆さん納得してじゃあやろうと言っていたら四月四日があったんですか。いうことと、じゃあ誰とどういった組織に招待状を打たれたんですか。幅広くすべての関係団体組織に対して送ったというのであれば、ちゃんとそのリストをください。で結果的に、でも多くの方が来なかったんでしょ。先ほど来たのが何なんだって言われたけど、来なかった団体がある、じゃあ当然理由があるわけですよ。そのリストも出してくれと。

そのプロセスを我々は皆さんにちゃんと、今ご説明をされた、ちゃんとやっておられるというので、我々もそう信じたいよ。でもそうではないという現場の声が残念ながら出てるから、じゃあどういうプロセスでちゃんとやっていただいたのか、丁寧にちゃんとやっていただいたのなら、我々にそれを教えてくださいというお願いをさせていただいているわけだから、それ先ほど言われた事が事実なら、それちゃんと教えてください。これはまだ時間必要なので、でもこれいたずらにしないでくださいよ。

だから先ほど言った三点についての説明、ちゃんとリストと、それから議事録と、これは出してください。一時間が一時間半になったって言われるけど、現地から聞いている話は、いやもっと短かった、って結局とそういうことになるんです。ちゃんと議事録出していただいて、何時から何時までこれだけの議論やりました。全部出して

いただければ、ちゃんとそれが分かるわけ、中身も含めて、何が決まったの決まってるの。だからそこはちゃんとやられているということを知るので、出してください。そこは一つ。

重ねて、牛尾さん先ほどの議事録はそういう扱いでよろしいですね。はい、ということをごここでは言われたので、それ以外は削除してください。改めて正式なそういう手続きがもしおありなのであれば、その手続きに則ってやりとりしてください。

先ほど渡辺さんが言われた、本来であれば別途、そういう正式な公式な場で改めてちゃんと説明をする、後から勝手に付け足す云々でなくて。議事録が是非、改竄されないように。ここは是非宜しくお願いします。

その上で、先ほどから認定できない、認定する立場にない云々言われてるけど、このやり取りでも渡辺さんはちゃんと言われている、外務省の見解としてはということをごちゃんと枕詞として付けられてる。外務省の見解として、大事なんですここは。外務省の見解としてこういう発言があった、今更それがどういう場であったか分かりません、録音テープ聞いたから分かりません、じゃあもっと名乗り出てください。まさにこれ、どっかで聞いた話ですよ。

今神本さんがそこで行ってる財務省の事務次官の話、ふざけんなどという話をされてきた。なんか似てるなど。一体誰の立場に立って、さっき高橋さんも言われたけど、一体誰の立場に立って外務省は仕事されてるんですか。このプロジェクト被益者のためでしょ。農民のためでしょ。モザンビーク国民のためなんですよ。だったらまさにその被益者たる国民農民の皆さん、当事者の皆さんからこういう発言があった。

これだけじゃないから。さっきも言われけど、ずっとそういう人権侵害の事実があっちこちであった。その一連の中で、こういうより具体的な発言があった、録音テープまである。にもかかわらず、どこで取られたか分からない、誰に対する発言か分からない。それをあなた達証明してください、名乗り出てください。何ですかそれ。ということをご申し上げている。

一体じゃあ外務省、現地、JICAも含めて本格的に調査したんですか、能動的に、農民の立場に立って。絶対にそんな発言を公式な場でしてないなりなんなり、それを能動的に調査されたんですか、事実関係を。モザンビーク政府の立場に立って、政府から聞いて、やってないよね、やってない。それだけ？

だから先ほどからの話でつじつまが合わなくなるわけです。なので、これももう録音テープを皆さんの求めに応じて録音テープを出された。そりゃ特定されちゃいけないから隠すべき時は隠しますよ。そうでしょ。だからもう今回に及んでは、皆さんでちゃんと調査してくださいよ。皆さんの立場にこの役割責任があるよもう、この段階に及んでは。

なので、それが整わないままに、四月四日の会合が行われてしまったということであれば、やっぱり四月四日の会合をやるべきではなかった、と我々も思わざるを得ないですね。

大臣の発言冒頭やりましたけども、大臣の発言、これ条件整ってないんじゃないですか。大臣の発言が、公式な本当に外務省としての立場であるならば。整ってないと、僕らは思うよ。ということで、予定の時間がすいませぬもう過ぎておりますが、この今の件と、それから牛尾さんのご発言の議事録の件と、それと四月四日のより詳細な対応の件と、それから異議申立に対する意見書の件の扱い含めて、これ今日確認をさせていただいた通りで、対応をいただきますように重ねてお願いをしておりますし、打ち返しを早々にしていただけるように待っております。はい、後、何か皆さんの方から。

渡辺：一言だけ。今、石橋先生が全て纏めてくださったんですけども。今日お伝えしたことが、即ち皆さんに耳を傾けていただきたい、現地の声だったり、考えです。これ現状において何がやっぱりおかしいと思うのか、何故四月四日の件がおかしいと思うのかということをお伝えしましたので、もし本当に改善をされたいのであれば、頑

張っています、だけで前に進めるのではなくて、きちんと対応をまずしてください。それからじゃないと、やはりこの事業進められないという風な、進められないということをちょっとここで確認させていただければと思います。

石橋：はい。それで神本議員がちょっと先ほどのご説明で遅れましたが、参加いただきましたので最後一言。

神本：すいません、参議院の神本みえ子です。財務省のセクハラ問題で今野党合同ヒアリングをやっておりましたので、遅れて参りました。申し訳ありません。今最後の人権侵害にあたるかどうかということ。こちらに立証責任があるではなくてやはりそちら側が、きちんとそれをやらなくてはいけないということ。財務省は未だにあの発言がセクハラ発言であるかどうかについて、言われた側が名乗らないと分からないということ、そして今日にも処分をすると、分からないのに処分を明日閣議決定すると。そうするともう終わっちゃうんですね。

この人権侵害の発言があったかどうかということは、皆さん方外務省として、このプロサバナ事業に対する基本的なところだと思うんですね。農民のために私たち日本国民は税金を使って、その支援事業をやるようとしているのに、そこで人権侵害が政府当局から、そういう発言が行われているかもしれないのであれば、それはなくさなきゃいけない。これを見逃したら、日本政府はそういうことを見逃してやるんですよというメッセージになってしまいますので、是非ここはせつかく NGO からこういう提言といいますか、出されているので、しっかりと調査して二度とこういう人権侵害的な扱いが行われないようにするための仕事こそやっていただきたいということを、私からもお願いしたいと思います。

石橋：はい、ありがとうございます。是非しっかり対応いただきますように、重ねてお願いをします。今日長時間に渡りまして本当にありがとうございました、お忙しいところ。

今日直接は議論しませんでしたけれども、やっぱりこういった状況があるからこそ、いろいろ外務省にもまだ対応いただいと信じておりますが、渡辺さんのビザの不発給問題についても、これは是非対応してください。

これも渡辺さんたちが大使と話さないのがいけないんだみたいな話をしておられますが、違うでしょ。こういうところに現地でいろんなことが動いている、だからこういう支援をされている皆さんが、現地にちゃんと入っていただいて、またいろいろ皆さんとお話をされて、間接でない、直接正確ないろんな情報を得ていただいたり、いろんな対応をしていただくことこそが、このこじれてしまった問題の解決と信頼関係の醸成につながるわけで。それができないわけですよ、残念ながら。だからこれを促進する意味でも、外務省の皆さんにはちゃんと適切に対応いただくこと、これが必要だと思います。

この件についてもまた別途課長と対話をさせていただきますので、是非真摯な対応をよろしくお願いを致します。

それでは改めまして、本当にありがとうございました。頑張ってくださいことをお願いして、今日の会合を終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上